

# いじめ防止等の基本方針

庄原市立栗田小学校

## 1 いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらもこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### (1) いじめの禁止

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

### (2) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止等委員会が中心となり、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、いじめ防止等に係る校内委員会を設置する。

### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当児童の担任教諭  
専門的な知識を有する者の参加については、その都度考えていく。

### (2) 活動

校内委員会は、学期に一回程度、また必要に応じて、校長が召集する。  
また、いじめ事案発生時は、早急に緊急開催とする。

①いじめの未然防止の体制整備と取組内容に関すること

②いじめの状況把握及び分析を図ること

(アンケート調査、相談窓口等)

③いじめ事案に対する対応に関すること

・いじめを受けた児童及び保護者に対して(相談及び支援)

・いじめを行なった児童及び保護者に対して(指導及び助言)

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること

⑤専門的な知識を有する者等との連携を図ること

⑥その他、いじめ防止に係ること

### 3 いじめの未然防止, 早期発見, 早期対応に関する具体的な方策について

#### (1) 未然防止

- ① 児童の豊かな情操と正しい判断力・道徳心を培うために, 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 児童一人一人が認められ, お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

#### (2) 早期発見

- ① 日頃から, 児童の状況についてよく観察しておく。
- ② 毎週金曜日の暮会で, 児童の状況についての情報交換を行う。
- ③ 面談やアンケートを行ったり, 児童から情報を収集したりする。  
児童・保護者対象に学期に1回(6月, 11月, 2月)
- ④ 「なやみごと相談日」について, 児童や保護者に周知徹底を図る。

#### (3) 早期対応

- ① 学校長をはじめ全ての教職員が対応を協議し, 的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い, 事実確認をした上で, いじめられている児童を最優先に考え, いじめている児童や傍観者の立場にいる児童に毅然として指導に当たる。
- ③ 校内だけでなく, 専門機関との連携を図りながら指導にあたる。

### 4 関係機関との連携について

- (1) 教育委員会と常に連携をとり, 事案発生時には, 早急に報告し指導を仰ぐ。
- (2) 事案発生時には, スクールカウンセラーや北部子ども家庭センター等の指導により児童の精神的な面での支援を行う。

### 5 保護者との連携について

#### (1) 日常的に

子どものストレスやさびしさに気づくことができ, 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあればすぐに報告を願う。

#### (2) 緊急事態発生に

いじめに発展しそうな事案の場合, 双方の家庭に連絡し, 家庭でも子どもからの話を聞き, 学校と協力して指導を願う。

### 6 地域との連携について

- (1) 子ども達が地域から守られているという安心感をもたせるために, 積極的に挨拶や声かけをしてくださるようお願いする。(見守り隊等)
- (2) 学校行事や地域行事において, 子ども達の様子についての情報を共有し, 連携を図っていくようお願いする。